

山口県報

平成20年
8月19日
(火曜日)

目 次

告示

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(都市計画課)……………一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………二

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………二

一般競争入札の実施(医務保険課)……………二

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)……………五

岩国都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………五

岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更の案の縦覧(都市計画課)……………五



山口県告示第三百九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上

- 部工第三工区)
- (一) 工事場所 宇部市助田町及び同市大字小串字沖ノ山地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
三径間連続鋼床版箱桁形式橋りょう	一八六・〇メートル	一〇・九五メートル (車道七・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 出資比率が三パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年八月十八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(一) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(三) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年八月十九日から同年九月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十年九月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六―二一―三三四五)にすること。



(三四一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年九月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 長穂チルドレンズ・ミュージアム

代 表 者 の 氏 名 阿部 友子

主たる事務所の所在地 周南市大字長穂七五一番地の二

三 定款に記載された目的

子どもたちが集い、様々な立場の者とふれあって自由に遊びながら学ぶ体験を通じて、知識や技術だけでなく、生きるための真の知恵を体得することができるように支援する事業を行うとともに、それを側面から支える地域の人々が子どもとともに日常的に交流しながら、その能力を発揮して社会貢献することができる機会を提供することにより、あらゆる世代の者が安心して生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること。

(三四二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年九月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人周南いのちを考える会

代 表 者 の 氏 名 前川 育

主たる事務所の所在地 下松市生野屋西三丁目六番一三号

(三四三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

人工心肺装置 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十一年三月三十一日

(四) 納入場所

山口県立総合医療センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局経理課

(三) 受領期限

平成二十年九月二十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年九月三十日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所 防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成二十年九月三十日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二二四四―一)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center

- (2) Nature and quantity of the products to be purchased : One set of Pump-oxygenator
 - (3) Delivery period : March 31, 2009
 - (4) Delivery place : Yamaguchi Grand Medical Center
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry : Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, TEL: 0835-22-4411
 - (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M., September 29, 2008
- (In case of bringing a tender : 2:00 P.M., September 30, 2008)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

- (一) 物品の名称及び数量
内視鏡診断治療システム 一式
- (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成二十一年一月三十日
- (四) 納入場所
山口県立総合医療センター

二 入札参加資格

- (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局経理課

(三) 受領期限

平成二十年九月二十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年九月三十日午後三時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成二十年九月三十日午後三時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二二四四―)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: One set of Endoscopy System for Diagnose and Therapy and Support of Digestive Tract

(3) Delivery period: January 30, 2009

(4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center

(5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, TEL: 0835-22-4411

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 29, 2008

(In case of bringing a tender: 3:00 P.M., September 30, 2008)

(三四四) 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年八月十九日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国都市計画区域の全域

三 変更の内容

主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十年八月十九日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市役所会議室五三

(三四五) 岩国都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年八月十九日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・四・四十牛野谷尾津線

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市牛野谷町一丁目、牛野谷町二丁目、牛野谷町三丁目、平田四丁目、南岩国町一丁目及び尾津町二丁目

三 変更の内容

路線の廃止

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十年八月十九日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市役所会議室五三

(三四六) 岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画新住宅市街地開発事業を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画新住宅市街地開発事業の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年八月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画新住宅市街地開発事業愛宕山新住宅市街地開発事業
- 二 都市計画を変更する土地の区域
岩国市南岩国町二丁目、南岩国町二丁目、尾津町一丁目、尾津町二丁目、門前町二丁目、牛野谷町一丁目、牛野谷町二丁目、牛野谷町三丁目、平田四丁目及び平田五丁目
- 三 変更の内容
新住宅市街地開発事業の廃止
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十年八月十九日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び岩国市役所会議室五三

平成二十年八月十九日印刷
平成二十年八月十九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)